

フィンランドにおける知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの短期・一時ケア施設と「生活と発達」の支援：ヴァンター（Vantaa）市の「アルマ（Alma）」への訪問調査を通して

著者	石井 智也, 田部 絢子, 石川 衣紀, 内藤 千尋, 池田 敦子, 柴田 真緒, 能田 昂, ?橋 智
雑誌名	尚絅学院大学紀要
号	81
ページ	69-76
発行年	2021-07-30
URL	http://doi.org/10.24511/00000530

フィンランドにおける知的障害・自閉症等の重度障害を有する 子どもの短期・一時ケア施設と「生活と発達」の支援 －ヴァンター (Vantaa) 市の「アルマ (Alma)」への訪問調査を通して－

石井 智也*・田部 絢子**・石川 衣紀***・内藤 千尋****・池田 敦子*****・
柴田 真緒*****・能田 昂*****・高橋 智*****

Support for Life and Development in Short-term and Temporary Care Facility for Children
with Severe Disabilities such as Intellectual Disabilities and Autism in Finland

Tomoya Ishii, Ayako Tabe, Izumi Ishikawa, Chihiro Naitoh, Atsuko Ikeda,
Mao Shibata, Subaru Nohda, Satoru Takahashi

「北欧福祉国家と子ども・若者の特別ケア」研究チーム（代表：高橋智日本大学教授・東京学芸大学名誉教授・放送大学客員教授）は、1994年から四半世紀以上にわたり北欧福祉国家（スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、アイスランド）を調査訪問（全23回）して、多様な発達困難を有する子ども・若者の発達支援・特別ケアのあり方について日本との比較研究を行ってきた。

その一環として、本稿では2019年9月に実施したフィンランドのヴァンター (Vantaa) 市にある知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの短期・一時ケア施設「アルマ (Alma)」への訪問調査を通して、短期・一時ケア施設における知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの「生活と発達」の支援の実際について検討した。

アルマでは知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもとその家族を対象に、家族のレスパイトサービスやショートステイ、子どもの日常的活動支援や安心できる生活の場の提供などを中心とした「生活と発達」の支援、被虐待などを抱える子どもの緊急保護支援などを行っていた。

家庭外の安心できる生活空間における子どもへの丁寧な「生活と発達」の支援を通して、子どもは充実した日常生活や学校生活を過ごすことができるようになり、家族にとっても子どもにおける生活と発達の意義を見つめ直す重要な機会になっていることが示された。

日本では知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの短期・一時ケア施設の数が圧倒的に不足しているが、①家族のレスパイトサービスやショートステイ、②被虐待などを抱える子どもの緊急保護支援とともに、③子どもの日常的活動支援や安心できる生活の場の提供などを中心とした「生活と発達」の支援においても短期・一時ケア施設は不可欠であり、フィンランドの短期・一時ケア施設の取り組みから学ぶことは多い。

キーワード：フィンランド、重度障害、短期・一時ケア施設、「生活と発達」の支援

2021年4月5日受理

*東海学院大学 人間関係学部 専任講師

**金沢大学 人間社会研究域学校教育系 准教授

***長崎大学 教育学部 准教授

****山梨大学 教育学部 准教授

*****東海学院大学 人間関係学部 教授

*****埼玉県立所沢特別支援学校 教諭

*****尚綱学院大学 心理・教育学群 助教

*****日本大学 文理学部 教授

1. はじめに

「北欧福祉国家と子ども・若者の特別ケア」研究チーム（代表：高橋智日本大学教授・東京学芸大学名誉教授・放送大学客員教授）は、1994年から四半世紀以上にわたり北欧福祉国家（スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、アイスランド）を調査訪問（全23回）して、多様な発達困難を有する子ども・若者の発達支援・特別ケアのあり方について日本との比較研究を行ってきた。

その一環として、本稿では2019年9月に実施したフィンランドのヴァンター（Vantaa）市にある知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの短期・一時ケア施設「アルマ（Alma）」への訪問調査を通して、短期・一時ケア施設における知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの「生活と発達」の支援の実際について検討する。

日本では1976年より、緊急一時保護や家族のレスパイトを目的とする短期入所・ショートステイが取り組まれているが、利用者の多くが「知的障害・身体障害・重複障害」等の成人であり、障害を有する子どもの利用者は13.4%にとどまっている（国立重度知的障害者総合施設のぞみの園：2013）。とりわけ知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの短期・一時ケアの施設数は圧倒的に不足しているとともに、サービス利用の柔軟性、子どもの「生活と発達」を促すサービス内容等に大きな課題があることも示されている（千葉：2015）。

フィンランドでは「知的障害者法（Kehitysvammalaki）」において障害を有する子どもを対象とした短期・一時ケア（Vammaisten lasten tilapäishoito）が明記され、各地域に障害を有する子どもの短期・一時ケア施設の設置が促進されるとともに、柔軟なサービスの利用時間もとより、スポーツや芸術・野外活動などを通した子どもの充実した生活の質（QOL）の改善が目ざされてきた。

今回、調査訪問を行った「アルマ（Alma）」においても、知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもとその家族を対象に、家族のレスパイトサービスとともに、子どもの日常的活動支援や安心できる生活の場の提供などを中心とした「生活と発達」の支援がなされている。「アルマ（Alma）」の訪問調査を通して、日本のレスパイトサービスやショートステイの課題について検討していく。

なお、アルマの調査協力者に対しては事前に文書にて「調査目的、調査結果の利用・発表方法、秘密保持と目的外使用禁止」について説明し、承認を得ている。

2. フィンランドにおける地域生活ケアの拡充と障害児の「短期・一時ケア施設」

フィンランドでは1982年の「社会福祉法（Sosiaalihuoltolaki）」の制定以降、ノーマライゼーションやその後のインクルージョンの理念に基づいた地域ケアが主流となった。大型施設が解体されてユニット化が進み、障害を有する子ども・成人は地域の一般住宅に移り、必要に応じて支援を受けながら生活することが可能となった。

1987年制定の「障害者サービスおよび支援法（Laki vammaisuuden perusteella järjestettävistä palveluista ja tukitoimista）」では、障害を有する子ども・成人が充実した日常生活を過ごすうえで必要なケアやサービスの拡充が示された。また、1977年の制定以降において断続に改訂されてきた「知的障害者の特別ケアに関する法律（Laki kehitysvammaisten erityi-

shuollostata)」では「出生・発達年齢に起因する病気・障害によって発達・知的活動が妨げられ、損なわれた」子ども・成人に対する特別ケア・サービスの実施が定められている。

特別なケア・サービスの具体として「特別なケアに必要な個々の計画と実施のための医学的・心理的・社会的・個性的検査」「ヘルスケア」「必要なガイダンス、リハビリテーション、機能的なコーチング」「仕事と住居の組織、社会統合の促進」「個人的な援助」「個別ケア」「当事者の配偶者・両親・家族または当事者に密接に関連する人への指導・カウンセリング」が挙げられている。また、家庭が抱える諸問題やレスパイトに対応する「短期・一時ケア施設」、24時間の継続的ケアを実施する「施設ケア」「里親ケア」の必要性も強調されている。

フィンランドでは他の北欧福祉国家と同様に、ノーマライゼーションやインクルージョンの理念の下で、障害を有する子ども・成人が一般住宅・グループホーム等を活用して地域で生活できるように各種の社会サービスが整備されている。また家族が抱える困難・支援ニーズにも着目した「家族ケア」の実施とともに、「短期・一時ケア施設」を活用してのレスパイトの特別ケアもなされており、障害を有する子どもとその家族の「生活の質 (QOL)」の向上を旨とした支援が実施されている。

さて、重度障害を有する子どもの短期・一時ケア施設「アルマ (Alma)」のあるヴァンター市は首都ヘルシンキに隣接し、人口約20万人 (フィンランドでは4番目) の都市である。ヴァンター市では障害を有する子ども・成人に対して「在宅支援」「サービス付き住宅の提供」「パーソナルアシスタント」「移送サービス」等の支援に取り組んでいる。例えば、サービス付き住宅では重度の成人障害者の生活の質 (QOL) 保障に必要な個人的支援 (パーソナル・アシスタント)、介護支援等が提供される。

こうした基本的支援に加えて、とくに知的障害・自閉症等の重度障害を有する成人には本人の機能・ニーズ・関心を考慮に入れた「アクティビティ・センター」における支援が用意されている。また、知的障害・自閉症を有する子どもには「相互作用を含む日常生活のスキル改善」「創造的な活動」「野外活動とその他の身体活動」「レクリエーション活動」等のデイケア活動を通して生活の質 (QOL) の向上を保障している。

ヴァンター市が実施している障害を有する子どもとその家族へのケアとして「家族ケア」が特筆される。家族ケアでは「家族支援者」に認定されたスタッフが、短期・長期にわたって障害を有する子どもの家族へのケアを行うサービスである。この家族ケアと関連して短期・一時ケア施設における特別ケアが実施されているが、ヴァンター市では外部の企業等に委託して短期・一時ケアを実施している。

さて、訪問調査した重度障害を有する子どもの短期・一時ケア施設「アルマ (Alma)」は、ヘルシンキ市とヴァンター市に住む知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもとその家族を対象に、家族のレスパイトサービスやショートステイ、子どもの日常的活動支援や安心できる生活の場の提供などを中心とした「生活と発達」の支援、被虐待などを抱える子どもの緊急保護支援などを行っている (写真1)。アルマはヴァンター市の委託事業として民間医療サービス会社「Mehiläinen」によって運営されている。



写真1 アルマの外観
(<https://vammaispalvelut.mehilainen.fi/tilapaishoitokoti-alma>)

3. アルマにおける生活ケアと発達支援

アルマを利用できるのは4歳～18歳までの知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもとその家族である。成人の場合には隣接した別の短期・一時ケア施設を利用する。アルマでは最大7名の子どもが同時に生活でき、スタッフ（介護士・看護師）は7名で交代に勤務している。

アルマを利用するためには知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの家族がヴァンター市に利用申請を行う必要があり、3ヶ月前からの予約が可能である。1回の利用料は200～500ユーロ（およそ24400円～61000円）と定められているが、この費用は自治体が負担するため、利用者の負担はほとんどない。利用者は年間で45名程度であり、5～6年間断続的に利用しているケースも少なくない。

アルマのスタッフによると、家族がこのような短期・一時ケア施設を利用する理由・背景には、①親・家族のレスパイト、②家庭における虐待・ネグレクト等の問題によって子どもを養育できないケースの二つがある。とくに後者の場合には、児童保護法に定められている強制的な保護措置によってアルマが子どもを受け入れる。アルマのスタッフは家庭に介入することはなく、子どもの「生活と発達」の支援に専念する。

アルマのスタッフは介護士・看護師の有資格者であり、知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもが抱える発達困難に対応した支援ができる知識・経験を有している。スタッフは日々

の支援を行いながら、Mehiläinen が随時実施している地域ケアに関わる研修プログラム等に参加するなど、定期的に研修を受けている。

アルマには一人部屋が7部屋あり、各部屋にはトイレとシャワー設備が完備されている（写真2）。各部屋は一時的であっても居住する子どもの好みによって自由に模様替え等を行うことができるようになっている。この他にもゆったりとしたリビングスペース、プレイルーム、キッチンなどの生活空間が整備されている（写真3・写真4）。



写真2 子どもが生活する居室

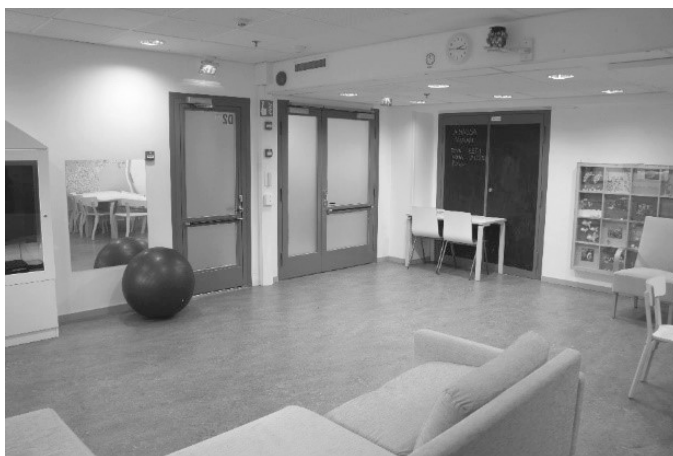


写真3 リビングスペース



写真4 プレイルームの様子

安心で健康的な衣食住の生活環境の提供とともに、利用している子どもが毎日学校に通学できるように、規則正しい生活リズムを獲得できるような取り組みも実施されている。また、ハイキング等の外出、近隣の屋内プールを利用したスイミングなどの各種の屋外活動や工芸・陶芸も実施しており、アルマにおける生活支援が子どもの発達支援の基礎になるように様々な工夫が随所になされている。こうした活動を通して、子ども・家族との関りやコミュニケーションを丁寧に行いながら、家族ケアを実施している（写真5・写真6）。



写真5 1日のスケジュールの視覚提示

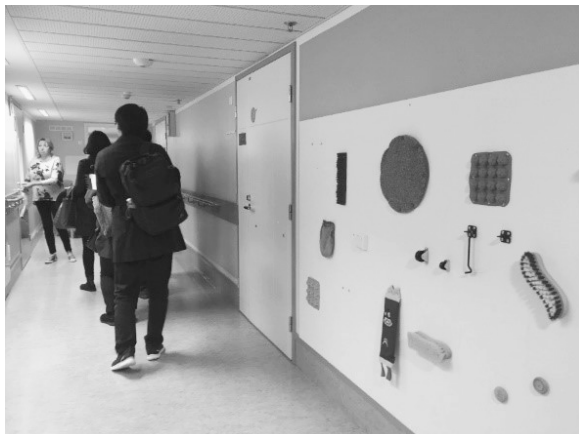


写真6 教材がかけられた廊下



写真7 Almaのスタッフへのインタビューの様子



写真8 AlmaのFacebookに調査訪問記事掲載
「Tänään Almassa kävi vieraita Japanista asti.」(2019-09-17)

4. おわりに

本稿では2019年9月に実施したフィンランドのヴァンター市にあるアルマ（知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの短期・一時ケア施設）への訪問調査を通して、短期・一時ケア施設における知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの「生活と発達」の支援の実際について検討した。

アルマでは知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもとその家族を対象に、家族のレスパイトサービスやショートステイ、子どもの日常的活動支援や安心できる生活の場の提供などを中心とした「生活と発達」の支援、被虐待などを抱える子どもの緊急保護支援などを行っていた。

家庭外の安心できる生活空間における子どもへの丁寧な「生活と発達」の支援を通して、子どもは充実した日常生活や学校生活を過ごすことができるようになり、家族にとっても子どもにおける生活と発達の意義を見つめ直す重要な機会になっていることが示された。

日本では知的障害・自閉症等の重度障害を有する子どもの短期・一時ケア施設の数が圧倒的に不足しているが、①家族のレスパイトサービスやショートステイ、②被虐待などを抱える子どもの緊急保護支援とともに、③子どもの日常的活動支援や安心できる生活の場の提供などを中心とした「生活と発達」の支援においても短期・一時ケア施設は不可欠であり、フィンランドの短期・一時ケア施設の取り組みから学ぶことは多い。

文献等

Alma ウェブサイト：

<https://vammaispalvelut.mehilainen.fi/tilapaishoitokoti-agma>

Alma：Tänään Almassa kävi vieraita Japanista asti. (2019-09-17)

<https://www.facebook.com/219654585467279/photos/a.357065951726141/514954942603907/?type=3&theater>
千葉伸彦（2015）重症心身障害児とその母親のショートステイ利用に関する一考察：母親の語りからみえた子育ての困難さ、『東北福祉大学研究紀要』第39号、pp.65-80。

フィンランド「知的障害者の特別ケアに関する法律（Laki kehitysvammaisten erityishuollosta）」

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1977/19770519>

フィンランド「社会福祉法（Sosiaalihuoltolaki）」

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/2014/20141301#L2>

フィンランド「障害者サービスおよび支援法（Laki vammaisuuden perusteella järjestettävistä palveluista ja tukitoimista）」

<https://www.finlex.fi/fi/laki/ajantasa/1987/19870380>

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園編（2013）『地域における短期入所（ショートステイ）の利用体制の構築に関する調査について報告書』。

Mehiläinen ウェブサイト：

<https://vammaispalvelut.mehilainen.fi/>

SOSIAALI- JA TERVEYSMINISTERIÖ（Ministry of Social Affairs and Health）ウェブサイト：

<https://stm.fi/sosiaalipalvelut>

高橋智・田部絢子・石川衣紀・内藤千尋（2018）重度障害者の日常生活支援－北欧における子ども・若者の特別ケアの動向⑦（完）－、『内外教育』第6702号、pp. 10-13、時事通信社。

Terveyden ja hyvinvoinnin laitos（THL）ウェブサイト：<https://thl.fi/fi>

Vantaa ウェブサイト：<https://www.vantaa.fi/>